

## 大学連携の推進に関する委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市と大学等との連携・協力に関する基本協定に基づき、大学等の有する知的、人的、物的資源を活用した地域課題の解決に向けた取組や人材育成等に資する取組を推進するため、庁内に大学連携の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大学等が開講する講座に関する事項
- (2) 学生インターンシップの派遣先に関する事項
- (3) 大学等が行う地域課題解決に向けた取組に関する事項
- (4) 新たな大学等との協定に関する事項
- (5) その他大学連携の推進に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合企画局都市経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、総合企画局都市経営部企画調整課長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

### (関係者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合企画局都市経営部企画調整課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会議で定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務局総務部庶務課長

総務局人材育成センター人材育成課長

総合企画局都市経営部企画調整課長

財政局財政部庶務課長

市民・こども局市民生活部庶務課担当課長（事業推進調整）

こども本部子育て施策部こども企画課長

経済労働局産業政策部企画課長

環境局総務部環境調整課長

健康福祉局総務部企画課長

まちづくり局総務部企画課長

建設緑政局計画部企画課長

教育委員会事務局総務部企画課長